大津市定住促進リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

申請者 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 携帯電話

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市定住促進リフォーム補助金の 交付について、次のとおり申請します。

なお、別添の当該補助金の確認項目については、その全てを満たすことを誓約いたしま す。

また、申請内容の確認を行うため必要があるときは、市長が、他の補助制度の活用状況、 市税等の納付状況、住民基本台帳の記載事項等について調査し、又は関係機関に情報の提供 を求めることについて、同意します。

住宅の概要及び補助金交付申請額等

		ツェルへ	1 4 1 1 1 1 1	1 H24 13							
補助対象住宅	所在地	大津市									
		□ 申	請者と	同じ							
	所有者	口申	請者以	外(申詞	清者な	いら見	た続柄:)		
		住所	〒								
		氏名									
工事着工予定年月日			F	п	П		<i>/</i>		ı	П	
工事完了予定年月日			年	月	日	~	年	月	,	日	
工事経費総額		金円(消費税等相当額を含む。)									
工事 程實認領 (補助対象経費)		(金				円	(消費税等村	目当額?	を含む	<u>た。))</u>)
補助金交付申請額		金		·		円			· ·	· ·	

注 補助金交付申請額は、次のいずれかにより算定してください。

(1) 補助対象経費×10パーセント(限度額30万円) (2) 「2 補助対象住宅に居住する(予定の)者について」に記載の転入者のうちに、15歳未満の子又は出産予定者がある場合は、補助対象経費×20パーセント(限度額60万円)

2 補助対象住宅に居住する(予定の)者について

<u> </u>		, , , , , , ,	
フリガナ	続柄	生年月日	大津市への転入前の住所
氏名	年齢		
	世帯主	大・昭・平	
		年 月 日	
		大・昭・平	
		年 月 日	
		大・昭・平	
		年 月 日	
		大・昭・平	
		年 月 日	
		大・昭・平	
		年 月 日	
		大・昭・平	
		年 月 日	

転入(予定)年月日:

3 親世帯について(該当の場合のみ)

フリガナ	子世帯の	生年月日	フリガナ	子世帯の	生年月日	
氏名	世帯主と		氏名	世帯主と		
	の続柄			の続柄		
	年齢			年齢		
		大・昭・平			大・昭・平	
		年 月 日			年 月 日	
		大・昭・平			大・昭・平	
		年 月 日			年 月 日	

住所:大津市

※添付書類

- (1) リフォーム計画書(様式第2号)
- (2) リフォーム工事箇所の図面
- (3) 住民票(補助対象住宅に居住し、又は居住する予定である全員のもの)
- (4) 市外から転入した者が1年以上市外に居住していたことを証する書類
- (5) 補助対象住宅の所有状況及び建築年を証する書類
- (6) 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合にあっては、リフォーム工事承諾書(様式第3号)及び申請者と所有者が2親等以内の親族であることを証する書類
- (7) 世帯同居の場合にあっては、親世帯に属する者と子世帯に属する者との関係を証する 書類
- (8) 転入世帯のうちに出産予定者がある場合(当該世帯に15歳未満の子がある場合を除く。)にあっては、母子健康手帳の写しその他出産予定であることが確認できる書類 ※母子健康手帳の父母の氏名が記載された面及び医療機関による妊娠中の診療の記録が記載された面等
- (9) 申請者に係る大津市税の納税証明書
- 10 工事見積書の写し(内訳及び明細が記されたもの)
- (11) 補助対象工事を行う部分の施工前の現況写真及び物件の全景写真
- (12) その他市長が特に必要と認める書類

大津市定住促進リフォーム補助金 確認項目

以下の項目の全てを確認し、レでチェックしてください。

□ 補助対象住宅は、申請者又は2親等以内の親族の所有物件である。 □ 市外からの転入(予定)日については、当該年度の前年度の1月1日以降から当該年度の 3月25日までの期間に該当する。 □ 市外からの転入(予定)者については、市外に継続して1年以上住所を有していた。(有し ている。) □ 申請者は、大津市税に滞納がない。 □ 今回の申請工事について、大津市の他の制度の補助は受けていない。(受ける予定がな () (□ これまで大津市定住促進リフォーム補助金の交付を受けたことはない。 □ 当該年度の2月末日までに工事が完了し、工事代金の支払を終えることができる。 □ 当該年度の3月25日までに当該補助対象住宅に居住予定の者が全員居住することができ る。 □ 補助対象住宅は居住用資産であり、工事後も引き続き5年以上居住する意思をもってい る。 □ 補助金の交付決定前に工事に着手しない。 □ 新築時に併せて行う工事でない。(築1年以上経過していることを条件とする。) □ 施工業者は市内に本店登記のある法人(営業所のみは対象外)又は市内に住所のある個人 である。 □ 補助金の交付を受けようとする工事は、補助対象者又はその同居する者が代表を務める施 工業者に発注する工事ではない。 □ 世帯のうちに出産予定者がある場合にあっては、その出産した子と補助対象住宅において 同居する予定である。